

氏名	河合 一樹
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博 甲 第 9352 号
学位授与年月日	令和 2 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	本居宣長研究—大和心と正名—

主査	筑波大学 教授	文学博士	伊藤益
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	桑原直巳
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	井川義次
副査	上智大学 教授	博士（文学）	瀬間正之

論文の要旨

事物に名前を付けるということは、単純なことではない。それは、すぐれて哲学的なものとみであり、名を付けること、つまり名指すことによって、人間の周囲世界を分節化し、周囲世界を秩序化することを意味している。したがって、名を付け、名指すということは、人間が世界をいかに観、いかに主体化していくかということにほかならない。孔子にはじまる中国の正名論は、正しい名付け、正当なる名指しをとおして、世界を整然たる秩序のもとに思想的に整備してゆくことを意味していた。こうした中国の正名論を江戸期の国学の大成者本居宣長が、いかに評価し、それをどのようにして日本思想の文脈のなかに定位させていったかという問題を正面から問おうとするのが、本論文の目的である。

本論文は、序論、第一部「本居宣長の孔子観と『正名』」（序章、第一章「宣長と近世の『正名』論」、第二章「孔子はよき人」、第三章「学者としての孔子」）、第二部「『古事記伝』における『名』の注釈」（序章、第一章「死者の名を呼ぶ」、第二章「氏姓と政」、第三章「尊び呼ぶ」）、および結論から成る。

第一部の目的は、本居宣長が孔子をいかに評価し、その正名論をどうとらえたかを問うことにあり、第二部は、宣長がその主著『古事記伝』において、日本的な意味での正名をどのように観たのかをあきらかにすることに主眼を置くものである。

第一部では、まず、江戸期の儒者たちの正名論が中国儒学の受け売りであるとの観点から、それを宣長が厳しく批判する姿が克明に論究されている（序論、第一章）。江戸期の日本の儒者たちは、中国儒学の正名論を決定的なまでに正当なるものと見なし、それに盲従して自己の名前を中国流に表記しようとした。本論文によれば、宣長はそのような中国儒教に無反省に追従しようとする儒者たちの態度を根柢から否定し、儒教的な正名論の無意味さをあらわにしようとした、という。ところが、そのような厳しい評価をくだしつつも、宣長は中国儒教の祖師でもあり、正名論の大もとともいべき孔子を前面的に否定しようとはしなかった、という。

賀茂真淵の国学とそこにこめられた国粹主義的な姿勢を踏襲する宣長にとって、儒学の祖師孔子は、漢意に生きる敵対者と目されていたはずである。当然ながら、宣長は、孔子に対して批判的な態度をとっていたものと思われる。ところが、宣長は孔子を批判し非難しようとはしない。それどころか、彼はむしろ孔子を高く評価しようとしている。この点は、本論文以前に多くの論者が指摘するところとなっており、これをあきらかにしたことによって、本論文が斬新な視点を示したとはいえない。しかし、本論文は、これまでかならずしもあきらかにされていなかった、宣長の孔子に対する高い評価の理由を、独自の視点から解明しようとしている。それによれば、宣長は、儒学者全般を批判、論難しながらも、孔子を「真の学者」と観て、それゆえに儒学者のなかでただ孔子のみを特別視しようとしたとのことである（第二章、第三章）。では、なぜ、ひとり孔子のみが特別視されるのか。本論文は、宣長の孔子評価の基準が、いわゆる「上古の道」を正確に把握しているかどうか、という点にあったと指摘する。宣長は、わが国の「上古の道」を尊び、そこに「大和心」の本質を見いだした学者である。本論文によれば、宣長から観た孔子は、周王朝の道（上古の道）を尊崇し、学問の本質をその道の遵守ということに求めた学者であった。そこにこそ、宣長が孔子を高く評価し「孔子はよき人」とまで述べた理由があったと、本論文は説く。

すると、孔子によって説かれた正名論は、他の中国や日本の儒者たちのそれとは、位相を異にすることになる。本論文は、宣長の儒教的正名論に対する批判は、孔子にまでは及ばず、宣長はむしろ孔子の正名論を正当なるものとして承認していた、と説く。もしそうであるとするならば、この論説に関して、本論文は、これまでに先学によっては説かれなかった、正名論に関するまったく新たな視点を切り開いていることになろう。

本居宣長についての思想研究においては、従来、その「もののあはれ」論や、「古道論」などが重視されてきた。従来の研究は、宣長の主著『古事記伝』をさしおき、その周辺の著作に基づいて展開されてきたといえよう。ところが、本論文は、第二部において、『古事記伝』を考究の中心に据え、そこから宣長の、いわば日本的で国学的な正名論をとらえてゆこうと試みる。

中国儒学では、諱を避けることが常識とされてきた。このような考え方はわが国にも移入され、古来日本人、とくに儒者たちは、諱の忌避ということに大きな力を割いてきたといっても過言ではない。ところが、本論文（第二部第一章、第二章）は、『古事記伝』の宣長が、すくなくともわが国の上古にあっては、死者の名を呼ぶことが痛切なる真情の発露であったという視点に立ち、そのことを以て、中国とわが国との根本的な思想的差異であることをあきらかにしつつ、諱を忌避する風習を正面から批判したという。これは本論文が呈示する新知見である。本論文はその新知見を『新撰姓氏録』を分析することによって補強し（第二部第三章）、宣長の真意が、わが国独自の正名論を闡明することをとおして、わが国の上古の道を貫く真心、すなわち大和心をあらわにすることにあった点を際立たせている。

こうして、本論文は、正名論という、すぐれて哲学的な問題が、宣長において大和心との関係のなかで根源的な視座からとらえられていたことを浮き彫りにした（結論）。この「結論」は、これまで顧みられることのすくなかった正名論と宣長の古道論との関わりをあらわにするものであり、国学研究において新たな視点を切り開くものと考えられる。

審査の要旨

1 批評

本論文は、従来あまり論じられてこなかった宣長の正名論を闡明するもので、しかも、その正名論と宣長独自の古道論を、「大和心と正名」という観点から、結びつけようとする試みであり、考察の支点を宣長の主著『古事記伝』に置いた研究にほかならない点において、斬新なものとして評価しうる。わけても、正名論の祖ともいべき孔子が宣長において高く評価されていた理由を、孔子が上古の道を希求した学者であるという認識が宣長に存していた点に求めたという意味では、学術的価値の高い研究であるといえよう。

事物に名を付けるということ、つまりは名指すということの哲学的意義を、宣長というきわめて具体的な議論を展開する国学者の言説を考究することをおして明瞭にしたという点でも、本論文は高く評価することができる。従来の国学研究は、哲学的問題意識とは離れたところでなされることが多かった。本論文は、あくまでも哲学、そして倫理学という枠組みのなかに国学を位置づけるもので、哲学研究ないしは倫理学研究としても、きわめて有意義なものと認められる。

ただし、まったく問題点がないというわけではない。本論文は、宣長の孔子観を高く評価するが、実はその孔子観が何らかの誤解に基づいている可能性がある。すなわち、『源氏物語』を物語の規範、ひいては人間の生の理想的な姿として評価する宣長は、もし孔子が五経にさらなる一経を加えるとするならば、彼は『源氏物語』を付加したはずだと説くが、儒教的厳格主義者ともいべき孔子が、『源氏物語』のような恋愛文芸をそこまで高く評価するとは考えられない点である。宣長は、文学の自律性ということ、つまり、文学はいかなる倫理、道徳からも独立して、それ自体として独自に読まれなければならないということを主張する。しかし、孔子にとって、文学は儒教的倫理、道徳と同列に扱われるべきものではなく、あくまでもその下位に位置づけられるものにすぎなかった。その意味で、宣長は孔子を誤解していたのであるが、本論文はその点にまで説き及んでいない。そこに本論文の一つの問題点が存することは否定できない。

さらに、中国の儒教的正名論を、諱の忌避を否定するという『古事記』の文脈に基づいてのみ、宣長が批判したかのような印象を、本論文は読者に与えてしまっている。たしかに、自己にとって不可欠な他者を死という形で失ってしまった人間が、悲しみという真情をあらわにして諱を呼ぶという風習がわが国の古代にあったことは事実であり、宣長がその事実に基づいて儒教的正名論を批判しているという本論文の考察は、その根本において、けっしてまちがっているわけではない。けれども、宣長による儒教的正名論の批判が、ただその点にのみ集約されるかのような、本論文の論脈は、いささか深みに欠けているように思われる。

本論文には以上のような問題点が孕まれているものの、本論文が全体として、整然たる論脈によって貫かれ、その主張するところも明瞭であることは否めない。しかも、従来の宣長の思想的研究においてあまり問題視されなかった『古事記伝』を主たる考究の対象としたことは、本論文が先学の研究を乗り越えようとする段階にあることを示している。本居宣長という学者の学問は文学書、とくに『古事記』の注釈ということに全力を投入するものであったのであり、この点を見失うかぎり、宣長研究は十全なるものとはなりえない。本論文は、そのことを踏まえて、宣長研究のさらなる発展に貢献しようとしたものであり、宣長研究、ひいては国学研究全般に新たな指標を与えるものとなりえている点で、高く評価することができる。

2 最終試験

令和2年1月14日、人文社会科学研究所科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審査の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。